

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で意見は終わります。

陳情第四号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情第四号は閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって陳情第四号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十八陳情第五号非核三原則の立法化要請決議に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして、陳情書の朗読をいたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で意見を終わります。

陳情第五号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり、統務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情第五号は閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十九陳情第六号地域防災コミュニティセンターの設置に関

する陳情書を議題といたします。

事務局をして、陳情書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で意見を終わります。

陳情第六号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情第六号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十陳情第七号町会において管理運営する掲示板の設置に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして、陳情書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で意見を終わります。

陳情第七号についてはお手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情第七号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって陳情第七号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十一開会中の継続審査申し出についてを議題といたします。
厚生及び統務委員長から、目下、同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり開会中の継続審査の申し出が
ありました。

本件申し出のうち、統務委員会に付託中の請願第四号韓半島(朝鮮半島)の
自主的平和統一に関する請願書に対しては、統務委員長から特に発言を求められて
おりますので、これを許します。

(統務委員長鈴木藤次郎君登壇)

○統務委員長(鈴木藤次郎君) お許しをいただきましたので、請願第四号の経過を説
明させていただきます。

請願第四号韓半島(朝鮮半島)の自主的平和統一に関する請願書について、こ
れが開会中の継続審査に至った理由につきまして、その経過を御報告申し上げます。
本請願書は、本年九月十一日本会議に提出され、以後九月十二日及び十二月十四日の
委員会において審査いたしましたものでございます。

まず九月十二日の委員会において、本請願書の中で、韓国とか土着人口、その他の字句に
ついての問題があるとして、本請願の賛否を論ずる以前の問題として、この請願の字句に
ついて、紹介議員も当委員会中にあることであり、請願者との間の相談を願いたいとの
意見。また、この請願は、ことしの市議会議員改選前に出され、審議未了となった請願
書と同様の内容でもある、前の経過等から見て、直ちに結論には至らないと思うとの
意見もあり、結局、継続審査といたしました次第でございます。

以後、議員皆さん御承知のとおり、今定例会二日目の十二月七日、本請願書の一部変
更願いが出され、前回問題であった点についての変更がなされた次第でございます。

次いで十二月十四日の委員会においては、一部変更された請願書に基づいて審査を
行いました。その審査においては、現在韓国内においては請願中にもある朴大統領が、新
聞等で報道されておるように、射殺され、複雑な問題が起きているのが現状である。そのよ
うなことから、本請願を早急に結論づけることは時期尚早ではないかとの継続の意見
が出されました。それに対して、確かに韓国内の現状は、そのとおりであるが、韓国と北
朝鮮人民共和国が、平和的に統一することは、全人類が望むものであり、すばらしいこ
とである。ぜひ本請願を採択されたいとの意見が出されました。委員会としては、継続

と採択されたとの両論がありましたので最終的に起立採決をし、賛成多数で継続とすることに決定した次第でございます。
何とぞ当委員会決定を御了承くださいますようお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で総務委員長の発言は終わりました。

これより継続審査申し出のうち、厚生委員会所管分についてお諮りいたします。厚生委員長より申し出のありました請願第三号については閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって請願第三号は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に総務委員会所管の請願第四号については起立により採決いたします。
お諮りいたします。

総務委員長より申し出のありました請願第四号については閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。よって請願第四号は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十二特定事件の継続調査についても議題といたします。

委員会の特定事件については三常任委員会から継続調査の要求がありました。本件はお手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちて昭和五十四年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。

議百十五
議百十六
議百十七
陳四
陳五
陳六
陳七
開会中の
甘後審査
特定事件

午後二時五十分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

小林 菊三
議員 関 米吉
議員 宮 須良一
議員 指 田保雄
議員 貴 井茂次

写

福総庶発第二千四百二十八号

昭和五十四年十二月十五日

福生市議会議長

小林 菊三 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

追加議案の送付について

昭和五十四年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第百十六号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 二 議案第百十七号 昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

陳情の趣旨

昭和二十年八月、広島と長崎にアメリカ軍が原子爆弾を投下してから、三十四年を経た現在、その被害者は全国に三十七万人、東京都には九千七百人、福生市には二十六人の被爆者が生活しています。被爆者は、原爆によつて肉親を失い、生活の基盤を根こそぎ破壊されただけでなく、放射能障害のために、苦痛と不安の日々をすごしつづけています。

特に最近では被爆者の高齢化がすすみ、それでも以前から、被爆者は年齢以上に老いこんでいくといわれるだけに、問題はいつそう深刻になつております。さらに、被爆者の子どもの健康がおかされている例も後を絶たず、新しい苦しみも背負つています。

このような実情のなかで、私たち被爆者は永年にわたつて国家補償の精神にもとづく「被爆者援護法」を制定するよう、国に対してつよく要求してまいりました。

しかし、国は旧軍人、軍属、その遺家族、引揚者や旧地主にまで国家補償を行いながら、いまだに「被爆者援護法」の制定にはふみ切つておりません。「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（昭和三十二年施行）「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（昭和四十三年施行）の二つの法律はありますが、その内容はきわめて不十分で、医療についての若干の保障と、全体のわずか三〇％の人に病気の枠や所得制限つきの手当を支給

しているにすぎません。

福生市議会におかれては、これら原爆被害者がおかれている実情を十分に理解され、一日も早く安心して医療と生活に専念できますように、左記に掲げる内容を包括する「原子爆弾被爆者援護法」の早期実現のため、国に対し、地方自治法第九十九条第二項の規定により、「援護法制定促進に関する意見書」を提出していただくよう陳情するものです。

記

- 一、原爆被害への国の補償責任をみとめ、ふたたび被爆者をつくらぬ決意を趣旨とする。
- 一、被爆者の健康管理と治療・療養を全額国庫負担でおこなう。
- 一、被爆者全員に被爆者年金を支給し、とくに障害をもつ者には障害年金を支給する。
- 一、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給する。

以上

昭和五十四年十二月十一日

陳情者

福生市武蔵野台二一十七ー一

替 地 象 二

印

福生市議会議長

小林 菊三 殿

陳情第五号

非核三原則の立法化要請決議に関する陳情書

陳情の趣旨

広島、長崎に投下された原子爆弾は、一瞬にして大量の人々を殺傷し、広範囲の都市を破壊し、生き残った人々には今日にいたるも放射能障害による肉体的精神的な苦しみを背負わせつづけています。

わたしたち被爆者は、多くの肉親の死や自分たちの苦しみが世界で再びくり返されることのないように、核兵器が完全に禁止される日がくることを希求して平和の願いを叫びつづけてきました。

昭和三十八年十二月、東京地裁における「原爆裁判」の判決は、「広島・長崎へのアメリカ軍による原爆投下は巨大な破壊力を有し、かつ非人道的な兵器であるから、国際法の基本原則に違反する。」と述べています。

被爆地、広島と長崎の惨状は、まさに恐るべき核戦争の未来像をはつきりと全世界に示したといえるでしょう。

しかし、現在世界各国の核保有量は、ゆうに人類全部を数十度も絶滅させ得る量に達しています。

こうした現状におかれている今日、世界唯一の被爆国である日本政府として、核兵器の惨禍をくり返さぬ決意をこめて、非核三原則を立法化することは非常に重要であり、緊急

であると考えます。

貴議会におかれては、日本の首都である都下に広大な軍事基地をかかえている現状も考慮しつつ、国に対し核兵器をつくらず、持たず、持ち込まずという「非核三原則」の立法化を、地方自治法第九十九条第二項の規定により、要請する意見書を提出されるよう陳情するものです。

以上

昭和五十四年十二月十一日

陳情者

福生市武蔵野台二一十七ー一

替 地 象 二 ④

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

陳情第六号

地域防災コミュニティセンターの設置に関する陳情書